

平成29年度川崎市介護保険住宅改修受領委任払い取扱事業者集団指導講習会の質問に対する回答

NO.	区分	質問	回答	掲載日
1	制度改正	平成25年度と平成26年度開催の講習会以降、川崎市としての制度変更があるか。	<p>平成26年度から、建築に関する専門的知識を有する者（専門調査員）と川崎市職員が、申請者の居宅を訪問し、実地調査を行うことにより、住宅改修の適正化をさらに推進することを目的として、川崎市介護保険住宅改修工事の実地調査を開始しました。また、平成27年度制度改正により、既存の便器の位置・向きの変更について、「洋式便器等への便器の取替え」の範囲に新たに追加されました。</p> <p>平成30年度制度改正の動向については、厚生労働省トップページ（ホーム）→政策について→分野別の政策一覧→福祉・介護→介護・高齢者福祉→関連審議会・検討会等→介護給付費分科会または介護保険部会をご確認ください。</p> <p>なお、川崎市ホームページからも介護保険部会等の資料抜粋が見られるようにする予定です。</p> <p>川崎市ホームページ http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-14-1-0-0-0-0.html</p>	2017/11/8
2	申請手続き	扉・畳・便器等の運搬費・処分費を資料にある諸経費（工事全体の10%）とは別と考えてもよいか。	<p>事例ごとに適否を判断しますが、運搬費は諸経費に含むのが一般的であり、処分費は工事を行う際に付帯して必要となる場合は、処分費として計上します。例えば、扉・畳・便器等の交換に係る処分費が想定されます。</p> <p>記入例について、川崎市ホームページ掲載の「見積書記入例」をご覧ください。</p> <p>川崎市ホームページ http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000016876.html</p>	2017/11/8
3	申請手続き	改修工事終了後、必要な書類は何か。申請後承認されるまでの日数はどのくらいか。	<p>住宅改修費の申請に必要な書類や手続きの流れについては、川崎市ホームページ掲載の「介護保険住宅改修のご案内」を御覧ください。</p> <p>申請後、承認されるまでの日数は約1ヵ月程度です。</p> <p>川崎市ホームページ http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000016876.html</p>	2017/11/8

4	申請手続き	講習会資料に原本とコピーの領収書両方を提出と記載されているが、請求する前に事後申請をするということによいか。	事後申請の際に、領収書の原本の提出が必要です。本人が原本の所持を希望している場合は、窓口で原本とコピーの領収書両方を提示してください。	2017/11/8
5	申請手続き	事前申請に添付する写真に日付を記入した紙が写り込んでいなかったため、後日PC上で日付を追加（加工）してもよいか。	やむを得ず、工事箇所の撮影の際に、日付が写り込んでいる写真を撮影することができなかった場合は、各区役所高齢・障害課・各地区健康福祉ステーション介護給付担当に御相談ください。	2017/11/8
6	申請手続き	複数見積りが推奨されているが、多少高くても提案力のある会社と、安く提案力のない会社についての差をどのように考えているか。	複数の事業者から見積りを取ることで、低価格の事業者を選択することを推奨しているものではありません。価格が適正なものかどうかを比較する他「住宅改修サービス事業者を選ぶ際のチェックリスト」を利用することにより事業者の対応なども比較し、選択することを推奨するものです。 なお、選択の基準は利用者の自由な意志（希望）によるものです。	2017/11/8
7	出欠確認	申し込み後、連絡通知がないのは記入してあり承知済みだが、FAXでよいので返信があるほうが安心。	川崎市からメール配信で、定員に余裕があるため、事業所から複数名の参加も可能であることを複数回通知しています。	2017/11/8